（ガス事業法施行規則の一部改正）

第三条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第百七十条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の四から第四十七条の九までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**第百七十条**　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の二から第四十七条の七までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第四十七条の四第一項 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の二第一項 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の四第二項及び第四十七条の五 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の二第二項及び第四十七条の三 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の六 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の四 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の七第一項 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の五第一項 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の八第一項 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の六第一項 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の八第三項 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の六第三項 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の九 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の七 ［略］ ［略］ ［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（熱供給事業法施行規則の一部改正）

第四条　電気使用制限等規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電気事業法施行規則の準用）	（電気事業法施行規則の準用）
第十七条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の四から第四十七条の九までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**第十七条**　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の二から第四十七条の七までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第四十七条の四第一項 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の二第一項 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の四第二項及び第四十七条の五 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の二第二項及び第四十七条の三 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の六 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の四 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の七第一項 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の五第一項 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の八第一項 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の六第一項 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の八第三項 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の六第三項 ［略］ ［略］ ［略］
第四十七条の九 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の七 ［略］ ［略］ ［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（電気使用制限等規則の一部改正）

第五条　電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（使用電力量の制限）	（使用電力量の制限）
第一条　経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等（電気事業法第三十四条の二第一項に規定する小売電気事業者等をいう。以下同じ。）が供給する電気を使用	**第一条**　経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等（電気事業法第三十四条第一項に規定する小売電気事業者等をいう。以下同じ。）が供給する電気を使用する